

## 仕様書

### 1 業務名

「CMあじさい」制作・放送等業務委託

### 2 履行期間

契約締結日～令和9年3月31日

### 3 履行場所

指定場所

### 4 目的

視覚的に情報を伝えることができる動画素材を制作し、テレビやウェブなど種々の媒体を活用して市政情報を分かりやすく効果的に伝えることで、市民の市政への参加意識の醸成と信頼関係を構築することを目的とする。

### 5 業務内容

本業務は、主にテレビCM等で市政情報を発信する「CMあじさい」に関する業務と、市公式 Instagram で本市の魅力を発信する魅力発信に関する業務で構成する。

#### (1) CMあじさい

##### ア 企画・構成業務

(ア) CMの企画・構成は、発注者と協議の上で決定すること。選定するテーマについては、契約後に受注者及び発注者による協議で決定する。過去の「週刊あじさい」のテーマ一覧は、別紙1「週刊あじさいテーマ実績」のとおりである。

(イ) 発注者が指定する所属と協議の上、演出を含む台本作成を行うこと。

##### イ 制作業務

(ア) ア(イ)で作成した台本ごとに30秒のCM素材20本程度を制作すること。期間は、7月から3月末の間とする。

(イ) CM制作に当たっては、単なるナレーションによる説明ではなく、インパクトがあり印象に残るものを制作すること。CMのイメージは、別紙2「CMあじさいイメージ」を参照すること。

(ウ) テロップを挿入するなど、誰にでも伝わるCMとすること。

(エ) 発注者が指定する所属と協議の上、撮影、編集、校正まですべて行うこと。

(オ) 撮影は、原則として長崎市内で行う。なお、離島(高島、池島)で撮影する可能性を見込むこと(離島での撮影は、最大2回とする。)

(カ) 機材や備品などCM制作に必要なものは、すべて受注者が準備すること。

##### ウ 放送業務

(ア) イで制作したCM素材は、長崎県内を放送範囲とする民放テレビで、1本につき10回程度放送すること。

(イ) テレビ放送時期は、7月から3月末までの間でCM素材のテーマに適した時期

1週間程度とし、協議の上で決定すること。

## エ SNSでの配信、有料広告

発注者は、イで制作したCM素材を本市公式YouTubeや本市公式SNSで配信する。受注者は、CM素材の内容及びターゲットに応じて適したウェブ上の有料広告を選択し、広告として出稿すること。ウェブ上の有料広告としては、YouTube、Instagram、X、TikTok、TVer、ABEMA等を想定している。出稿する広告先は、CM素材ごとに発注者と協議の上で決定すること。

## (2) 魅力発信

### ア 市公式 Instagram (nagasaki\_city\_official) 更新

受注者は、本市の魅力（例：食、自然、文化、スポーツ、旅、暮らしなど）が若者に伝わるような投稿を7月から3月末まで週に2回（リール投稿1回、フィード投稿1回）以上行うこと。なお、受注者が投稿するもの以外に、発注者が制作、投稿することもある。

### イ リール投稿（ショート動画）

#### (ア) 企画・構成業務

動画の企画・構成・内容・撮影場所等は、受注者が提案し、発注者と協議の上で決定すること。過去に本市が制作・投稿した動画は、本市公式 Instagram を参照すること。

#### (イ) 取材・撮影業務

(ア)で決定した内容に基づき、取材・撮影を行うこと。なお、撮影時の画面比については、9対16の縦型で、画質はフルHD規格以上とすること。

#### (ウ) 編集業務

a テロップやBGM等の演出については、取材・撮影後に発注者に確認の上、決定すること。テロップは、無音で視聴しても動画の内容が十分に伝わるよう工夫すること。

b 取材・撮影後、速やかに編集を実施し、仮編集の段階で適宜発注者に確認を行うこと。

#### (エ) 投稿業務

制作したショート動画は、市公式 Instagram に週に1回以上投稿する。

### ウ フィード投稿（静止画）

#### (ア) 企画・構成業務

投稿内容・撮影場所等は、受注者が提案し、発注者と協議の上で決定すること。過去に本市が制作・投稿した写真は、本市公式 Instagram を参照すること。投稿する写真の枚数については、テーマにより適切な枚数にすること。

#### (イ) 取材・撮影業務

(ア)で決定した内容に基づき、取材・撮影を行うこと。なお、撮影時の画面比率は問わず、画質はスマートフォンで綺麗に表示される画質とする。

#### (ウ) 編集業務

取材・撮影後、速やかに編集及び記事案を作成し、速やかに発注者に確認を行

うこと。

(エ) 投稿業務

制作した静止画は、本市公式 Instagram に週に 1 回以上投稿する。

エ 本市公式 Instagram の月次報告

翌月 10 日までに Instagram の運用状況を提出すること。ただし、令和 9 年 3 月は月末までに提出すること。報告内容は、次のとおりとする。

(ア) 投稿一覧（投稿日、投稿内容、投稿から 30 日目の閲覧数、いいね数、コメント数、再生数）

(イ) フォロワーの増減

(ウ) 投稿へのリアクションの好悪に係る原因分析と改善提案

(エ) フォロワーの増減に係る原因分析と改善提案

(3) 成果品の納品

(1) 及び (2) で制作した動画 (MP4 形式) や写真は、「CM あじさい」の校正終了後、又は Instagram への投稿後、速やかに発注者に納品すること。また納品された成果物は、発注者が自由に使用できるものとする。

## 6 留意事項

(1) 成果品の帰属に対する責任の範囲

ア 成果品の所有権及び著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は発注者に帰属し、発注者の承諾なしに使用又は公表してはならない。また、本業務において作成した動画等は、委託期間終了後も本市が利用できるよう、出演者の肖像権及び音楽・デザインの著作権等に関する調整を行うこと。

イ 受注者は著作者人格権を行使しない。

(2) 業務の再委託

業務の主要な部分を第三者に委託することは不可とする。主要な部分とは、CM あじさいの企画・構成に係る業務である。なお、再委託する場合は、あらかじめ下記の事項について記載した「第三者委託承諾願」を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

ア 再委託を行う相手方の商号または名称及び住所

イ 再委託を行う業務の範囲

ウ 再委託を行わなければならない理由

(3) 秘密の保持等

受注者は、本業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(4) 特記事項

ア 法令等の遵守

受注者は業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。BGM、効果音、画像、映像素材等の使用については、著作権法その他関係法令を遵守し、正当な権利処理がなされたものに限る。権利処理に費用が発生する場合は全て受注者の負担とし、権利侵害に関する一切の責任は受注者が負うものとする。

イ 費用の負担

業務を行うに当たり必要な資料収集費、取材費、出演料及び交通費等の一切の経費は受注者が負担すること。また、業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

ウ 許可・届出

取材・撮影等の業務を行うために必要な許可や届出は、受注者の責任において行うこと。なお、本市の施設等については発注者から申請を行う。

エ 疑義

仕様書記載事項に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、受注者と発注者が十分な協議を行い、業務の遂行に支障のないように努める。